

奈良県告示第四百八十九号

平成十九年三月奈良県告示第五百八十九号（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。ただし、表分娩に伴う入院料の項の次に次のように加える規定は、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表健康診断の料金の項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号（診療報酬の算定方法）」に改め、同表通算入院期間が百八十日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院料の項中「一、八三〇円」を「二、〇五〇円」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同表分娩に伴う入院料の項の次に次のように加える。

新生児介補料

一日につき 四、〇〇〇円